

ツルネンマルティ参議院議員の講演会を開催 「家庭系生ごみ資源化の法制化について」

平成25年5月26日 於：かたらいの郷

NPO緑の会は、5月26日午前、第13回通常総会を開催し、終了後の13:30から標記講演会を開催しました。ツルネンマルティ氏は「有機農業の推進に関する法律（平成18年12月15日法律第112号）の制定に、衆参両院の超党派で構成する有機農業推進議員連盟の事務局長として活躍しました。現在は「家庭系生ごみ資源化の法制化」実現に向けて法案提出の準備を進めています。

NPO 緑の会

特定非営利
活動法人
NPO緑の会
取手市小文間
3838-1
TEL 0297-
72-8791

講演会には会員・会友の他、近隣自治体や議員、行政連絡員などが多数出席し定員超過の会場に急遽設けた補助席も満杯になるほど、大変盛況で皆さん熱心に耳を傾けていました。



講演中のツルネン氏

現行の「食品リサイクル法」

は「家庭系生ごみ」を除外し、流通系食品廃棄物、事業系食品廃棄物」だけを対象に制定された経緯があります。

有機農業推進議員連盟は、この「食品リサイクル法」の一部を改正し、「家庭系生ごみの資源化」も法の対象にすべきであるとして改正法案の提出を準備していましたが、その後の政権交代や未曾有の大地震などの影響で法案の提出が延々になっていったものです。

こゝな中、ツルネンマルティ氏は2月1日開会の参議院本会議で民主党代表として石原環

境大臣に次のように質問した。

「本年は、改正法施行後5年を経過し、政府においては施行状況の検証と法の見直しを検討されていると伺っております。食品廃棄物の過半を占める家庭系廃棄物のリサイクル率を上げていかなければ、食品リサイクルの向上は望めません。

このため、これまで余りにも進められてこなかった家庭系廃棄物の再生利用を円滑に促進していく手法を、法整備も含めて検討していくべきであると考えます。

これまでの家庭系廃棄物の再生利用の具体的な取組について伺うとともに、今後、国としてはどのような取組を進め

ようと考えているのか、環境大臣の所見を伺います。」と。これに石原環境大臣は次のように答弁した。

「家庭系食品廃棄物の再生利用制度を確立するには、食品関連事業者を対象とする現在の食品リサイクル法とは異なりまして、各御家庭において食品廃棄物だけを分別する、これを徹底しなければなりませんし、市町村においては、この分別した食品廃棄物のみを回収する収集ルートというものをつくらなければなりません。

また、その分別されたものを専用に保管する施設や、委員御指摘のとおり、資源化施設の確保が必要となりまして、やはりコスト面が大きな課題となっております。

今申し上げました課題の解決のために、自民党、公明党によりまず第二次安倍内閣では、来年度、再び具体的な市町村を選定させていただきまして、地域特性に応じた家庭系食品廃棄物の有効利用の拡大方策についてモデル的な検討を行わせていただきたいと思います。」と。

「有機農業推進議員連盟が検討している食品リサイクル法改正案の概要」

一、趣旨

家庭から排出される生ごみ

などの食品廃棄物の利用が十分に行われていない現状にかんがみ、意欲ある市町村による地域の实情に応じた食品循環資源の再生利用を促進するため、市町村基本計画の策定、市町村に対する財政措置その他の措置を講ずる。

二、概要

1 市町村基本計画の策定

市町村が、家庭から排出される生ごみ等の食品循環資源の再生利用に取り組もうとする場合には、当該市町村の区域内の一般廃棄物に該当する食品循環資源の再生利用に関する基本計画（市町村基本計画）を定めなければならない。

※「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。「再生利用」とは、食品循環資源を肥料、飼料その他の製品の原材料として利用することなどをいう。

2 市町村による分別収集

市町村は市町村基本計画を定めたときは、その区域内の食品廃棄物等の分別収集に関する計画（市町村分別収集計画）を定めなければならない。市町村は、市町村分別収集計画に従い、食品廃棄物等を分別収集しなければならない。家庭など食品廃棄物等を排出する者は、市町村の策定する基準に従い、生ごみなどの食品廃棄物等を適正に分別し



講演会場の様子

て保管、排出しなければなら
ない。

3 市町村による再生利用

①市町村は、市町村分別収集
計画を定めるときは、分別収
集した食品廃棄物に係る食
品循環資源の再生利用の実施
及びこれにより得られた肥料、
飼料その他の製品の利用に関
する計画(市町村再生利用計
画)を併せて定めなければな
らない。

②市町村は、市町村再生利用
計画に従い、たい肥工場など
において、分別収集した食品廃
棄物等に係る食品循環資源を
地域の実情に応じて再生利用
しなければならない。



国会で質問中の
ツルネンマルティ氏

4 再生利用を行う市町村に 対する財政措置

国は、市町村再生利用計画
に基づく食品循環資源の再生
利用をするたい肥工場などの
施設の整備につき、市町村が

NPO緑の会 第13回通常総会を開催



挨拶する
恒川理事長

NPO緑の会は5月26日取
手市かたらいの郷で通常総会
を開催し、平成25年度の事
業方針等を選択しました。

事業方針の概要

1. 生ごみ堆肥化事業

昨年度末の堆肥化協力世帯数
は1808世帯で、年間の生ご
み回収量は134トンでした。
本年度は協力世帯の実態調
査を実施するとともに、堆肥
化技術の研究開発等を進めな
がら、事業の拡大を図る。

支出する費用の一部を補助す
ることができる。

5 再生利用施設の整備に係 る特別な助成

国は、食品循環資源の再生
利用をするたい肥工場などの
施設の整備に必要な資金の融
通又はそのあっせんに努める
ものとする。

以上が法改正案の概要であ
りますが、生ごみ堆肥化(資源
化)を進めている私たちは、こ
の法案の一日も早い実現を期
待しています。

2. 水質浄化活動

相野谷川の浄化活動をはじめ
、霞ヶ浦をきれいにする会の
活動を進め、日本橋川・神田
川の浄化活動にも引き続き協
力する。

3. 臭気対策

藤代公民館の臭気対策にEM
配布で協力する。



忙しい公務の中激
励に駆けつけてい
ただいた藤井市長

4. 東日本大震災 復興支援活動

資材の提供・運搬など積極的
に支援を行う。

5. ヤーコンの普及活動

ヤーコン茶、ヤーコン芋の普
及を図り、新規販路の開拓、
取扱品目の検討を行う。

6. その他

・各種研修会等に積極的に参
加し、他グループとの情報交
換等を積極的に行う。
・児童の環境学習集活動に協
力する。
・野菜販売会を実施する。

以上

野田病院 第21回健康まつりに 参加

千葉県野田市にある、野田
病院で4月29日第21回健康
まつりが開催されました。
私たちNPO緑の会は、野田
病院の清掃やリネンサプライ
等の事業を一括して請け負う
「(有)関東企画」とのご縁で毎年
出店しています。なお、関東企
画はNPO緑の会の会員でもあ
ります。



健康まつりに出店の様子

この「健康まつり」では、太鼓
や踊り、模擬店やバザーなど
の他、無料の健康相談や脳波、
骨密度の測定、またEM愛好
者のご存知の杉本一郎医師に
よる予防医学セミナーなどが
開催され、大勢の参加者で大
変賑わいました。
NPO緑の会は、EM関連商
品を沢山販売させていただき
ました

やましち苺園

今年も招待されました。

毎年EMつながりで、ご招待
いただく茨城県河内町の「やま
しち苺園」に、今年も6月6日
大勢の会員がご招待いただき
皆さん持参した大きな入れ物
に山盛りのいちご刈りを楽し
みました。



細谷ご夫妻

経営者の細谷忠男さんは、E
Mを活用して長年の創意工夫
を凝らした土作りで美味しく
見事なイチゴ栽培をすること
で大変有名です。苺は、市場
に出荷することなく、直売で
常に完売することでも品質の
良さを証明しています。

編集後記 フィンランド語に「ルオ
ム」という言葉があるそうです。
「ルオム」とは、「自然に従う生き
方」「自然に従う農法(有機農法)」
と意味です。原発を使わない
エネルギー、農薬を使わない農
業、そういった社会で、日本人が
一刻も早く自然に従う生き方「ル
オムの生活」をツルネン氏は常に
訴えています。

K F